

社会福祉法人白百合の保存する保有個人データの開示等の請求に関する規程取扱要綱
制 定 平成 29 年 5 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人白百合の保存する保有個人データの開示等の請求に関する規程（以下「規程」という。）の円滑な運営を図るため、請求の受付、開示の決裁及び管理組織について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 請求書の受付者

請求書等の受付者は、各保育園の副園長又は主任保育者とする。

(2) 請求書等の管理責任者

請求書等の管理責任者は、各保育園の園長とする。

(3) 開示等の決裁

開示等の決裁は、常務理事とする。

(4) 異議申出の審査

異議申出の審査は、社会福祉法人白百合会の経営会議（以下「経営会議」という。）とし、理事長の決裁とする。

(請求書の受付)

第 3 条 規程第 4 条に基づく本人開示請求をしようとする者は、請求書の受付者に提出するものとする。

2 請求書の受付者は、請求書を受け付けるときは、規定に基づく要件を満たしているか確認してから、受け付けるものとする。

3 請求書の受付者は、請求書を受け付けたときは、受け付けたことを速やかに請求書等の管理責任者に報告するものとする。

4 第 1 項から第 3 項までの規定は、規定第 15 条「訂正等請求の手続」及び第 22 条「利用停止等請求の手続」並びに第 27 条「異議の申出等」の受け付けに同じである。

(請求に対する回答)

第 4 条 請求書等の管理責任者は、請求書の受付者から請求書の受け付けの報告があったときは、速やかに請求の内容を審査し、開示の可否を決定するものとする。

2 請求書等の管理責任者は、前項の開示の可否を決定したときは、常務理事決裁により、規程に基づく期間内に請求者に回答するものとする。

3 第 1 項から第 2 項までの規定は、規定第 15 条「訂正等請求の手続」及び第 22 条「利用停止等請求の手続」の回答に同じである。

(異議申出の審査)

第5条 請求書等の管理責任者は、請求書の受付者から異議申出の受け付けの報告があったときは、速やかに経営会議に報告するものとする。

2 経営会議は、異議申出の対象となった本人開示請求等の回答を再度検討し、異議申出に対する回答を速やかに行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長（常務理事？）が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。